

平成21年度一般会計予算案

新潟大学歯学部同窓会

【収入】

(単位：円)

科目	21年度予算額	20年度予算額	増減	備考
会費収入	7,293,750	6,965,750	328,000	
年度会費	5,229,750	5,229,750	-	会員(1~34期)1835人×5000円×57%で計算
プール1年分	1,264,000	936,000	328,000	D35, 36, 37, 38期生264人&F1, 2期生52人として
未収会費	800,000	800,000	-	
広告費	200,000	200,000	-	
雑収入	10,000	10,000	-	
繰越金	2,459,215	2,488,484	-29,269	
計	9,962,965	9,664,234	298,731	

【支出】

科目	21年度予算額	20年度予算額	比較増減	備考
発行費	2,250,000	1,260,000	990,000	
名簿発行	1,000,000	-	1,000,000	名簿発行
会報発行	1,200,000	1,000,000	200,000	新潟大学60周年記念
増補版	-	80,000	-	
同窓会のしおり	50,000	180,000	-130,000	
通信印刷費	1,600,000	1,600,000	-	
通信費	1,000,000	1,000,000	-	
コピー、印刷費	500,000	500,000	-	
会費納入関連費	100,000	100,000	-	銀行自動引き落とし手数料、申込用紙
会議費	400,000	400,000	-	
総会費	150,000	150,000	-	
渉外費	1,370,000	1,220,000	150,000	
準会員後援費	380,000	380,000	-	
卒業祝賀会費	100,000	100,000	-	
慶弔費	500,000	350,000	150,000	染矢教授退職、新任(山村教授、藤井教授)
定期協議会費	90,000	90,000	-	
全学同窓会費	300,000	300,000	-	
全歯懇・国歯協	400,000	400,000	-	
参加費	100,000	100,000	-	
旅費・日当	300,000	300,000	-	
全国学術連絡会	100,000	100,000	-	
支部長会議		300,000	-300,000	支部長会議無し
会議費	-	-	-	
旅費・日当	-	300,000	-300,000	
事務関係費	1,950,000	1,950,000	-	
事務費	340,000	340,000	-	木伏経理事務所への手数料30万円
人件費	1,600,000	1,600,000	-	
設備費	10,000	10,000	-	
	-	-	-	
同窓会室準備積立金	500,000	1,500,000	-1,000,000	名簿発行あるため
予備費	1,242,965	784,234	-	新潟大学60周年記念事業とホームカミングデー
計	9,962,965	9,664,234		

②21年4月18日総会資料【新潟大学歯学部同窓会会則】

第1章 総 則

現行	改正案
第1条 本会は新潟大学歯学部同窓会と称する。	(名称) 第1条 本会は新潟大学歯学部同窓会と称する。
第2条 本会は本部を新潟県新潟市学校町通2番町5274番地 国立大学法人新潟大学歯学部内におく。	(事務所の所在地) 第2条 本会は、本部を新潟県新潟市中央区学校町通2番町5274番地 国立大学法人新潟大学歯学部内におく。
第3条 本会は支部を設けることができる。	(支部) 第3条 本会は支部を設けることができる。

第2章 目的および事業

第4条 本会は会員相互の連携と親睦および会員の資質向上を図り、併せて母校の発展と社会の貢献に寄与することを目的とする。	(目的) 第4条 本会は、会員相互の連携と親睦および会員の資質向上を図り、併せて母校の発展と社会への貢献に寄与することを目的とする。
第5条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。 *同窓会員名簿と会誌を独立→ 1. 会員名簿および会報の発行 2. 集会の開催 3. その他本会の目的達成に必要な事業。この事業の遂行にあたって諸規則を別途定める。	(事業) 第5条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。 (1) 会員名簿の発行 (2) 同窓会誌の発行 (3) 集会の開催 (4) その他本会の目的達成に必要な事業 定める。

第3章 会 員

第6条 本会は次の会員をもって構成する。 1. 正会員 新潟大学歯学部卒業生。 2. 準会員 新潟大学歯学部在籍する者。 *←学生→ 以下は正会員以外の者とする。 3. 名誉会員 新潟大学歯学部、元・前教授、歯学部の担当を命ぜられていた教授および本同窓会の発展に特段の	(会員の資格) 第6条 本会は、次の会員をもって構成する。 (1) 正会員 新潟大学歯学部卒業生 (2) 準会員 新潟大学歯学部在籍する学生 (3) 前号以外の会員は以下のとおりとする。 A 名誉会員 a 新潟大学歯学部の元・前教授 b 本同窓会の発展に特段の功労があった者で総会の承認を得た者
---	--

- 功労があった者で総会の承認を得た者。
4. 特別会員 新潟大学歯学部現教授で正会員以外の者。
5. 賛助会員 本会の目的に賛同する者で総会の承認を得た者。

***「新潟大学歯学部同窓会賛助会員に関する規約」で規定**

- B 特別会員
a 新潟大学歯学部現教授
- C 賛助会員
a 本会の目的に賛同する者で、総会または評議会の承認を得た者。
b 資格および入退会等詳細については、別に定める。

第4章 役員など

第7条 本会に次の役員をおく。

- 会 長 1名
副会長 若干名
理 事 各担当ごとに理事を若干名、
うち1名を専務理事とする。
代議員
監 事 2名

***専務理事を独立。都道府県代表幹事を追加**

- 第8条 1. 会員および監事は、別に定めた選挙規則により正会員の中から選出する。
2. 副会長および理事は会長が正会員中より指名し、総会の承認を得て決定する。
3. 代議員は各卒業期代表者1名および各支部の代表者1名とする。

***支部長は支部会員内で選出。支部またはクラス代議員は同窓会会則の基で選任。代議員の職務上、発送物が停止となる3年以上会費滞納の会員が代議員を勤めることは困難。会費未納の確認と理解を得るには都合5年必要。**

- 第9条 1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は会務を分担する。

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
(2) 副会長 若干名
(3) 専務理事
(4) 理事 40名以内
(5) 代議員
(6) 都道府県代表幹事
(7) 監 事 2名

(役員の選任)

- 第8条 会長および監事は、別に定めた選挙規則により正会員の中から選出する。
2 副会長および理事は、会長が正会員中より指名し、総会の承認を得て決定する。
3 代議員は、各支部の代表者1名（これを支部代議員と呼ぶ。）および歯学科ならびに口腔生命福祉学科の各卒業期の代表者1名（これをクラス代議員とよぶ。）とする。

(1) 同窓会費5年以上の滞納者は、代議員の資格を持たない。

- 4 都道府県代表幹事は、支部のない都道府県から1名選出される。

(役員の職務)

- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理する。
4 理事は、会務を分担する。

***修正案第7条(1)号から(7)号まで
職務を記載**

4. 監事は会務および会計を監査し、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、採決に加わることはできない。

第10条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は速やかに補欠役員を選出する。補欠役員の任期は前任者の残任期とする。

***残任期を残任期間とした**

第11条 会議は、評議会、および理事会とする。総会は定期総会および臨時総会とする。

***総会の遺漏を追記**

1. 定期総会は毎年春に会長が招集する。臨時総会は会長が必要と認めたときまた評議員の三分の二以上からの要求があったとき、会長が召集する。

***初めて記載される[評議員]の規定。**

***総会に付議する事項を列記**

2. 総会において会長はその年度における事業および予算、前年度の決算の承認を得るものとする。

- 5 代議員は、各支部または各クラスの意見を会議に反映するよう努め、かつ円滑な同窓会活動の情報伝達を旨とする。
- 6 都道府県代表幹事は、支部代議員と同様の任務を有し、評議会に出席し意見を述べるができる。ただし、採決に加わることはできない。
- 7 監事は、会務および会計を監査し、会議に出席して意見を述べるができる。ただし、採決に加わることはできない。

(役員任期)

第10条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は速やかに補欠役員を選出する。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種別)

第11条 会議は、総会、評議会、理事会および三役会とする。

(総会)

第12条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

(総会の招集方法)

第13条 定期総会は、毎年春に会長が招集する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または第15条に定める評議員の三分の二以上からの要求があったときに、会長が召集する。

(総会に附議する事項)

第14条 次の事項は総会において承認を得るものとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画
- (3) 会費・負担金の額および徴収方法
- (4) 予算および決算
- (5) 余剰金および欠損金の処分
- (6) 副会長および理事の承認。
- (7) 諸規則(規約または規定等)および内規の創設または改廃
- (8) 第6条第1項第(3)号に係わる事項

3. 総会の承認は出席正会員の過半数をの同意をもって成立する。

***可否同数の場合の規定を追加**

第12条 評議会は会長、副会長、理事、代議員を評議員として構成され、会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 事業計画
2. 予算および決算
3. その他本会の運営に関する事

***評議会で付議する事項を列記**

第13条 評議会は過半数の出席をもって成立する。但し、委任状もこれを認める。議事は出席評議員の過半数の同意をもって決する。

***代議員の代理出席を可能にし、かつ議決に加わることができることとした。**

***可否同数の場合について規定**

第14条 理事会は会長、副会長、理事より構成され、随時これを開催することができる。

***可否同数の場合について規定**

***これまであいまいな「三役会」を明確に位置づけた。**

第15条 本会に各種の委員会をおくことがで

(9) その他本会の運営に関する重要事項

2 総会での議決は、出席正会員(議長を除く。)の過半数をもって決する。

3 可否同数の時は議長の決するところとする。

(評議会)

第15条 評議会は会長、副会長、理事および代議員を評議員として構成され、会長が招集し、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 歯学部ニュース発送特別会計
 - (4) 内規の創設または改変
 - (5) 賛助会員の入会の承認
 - (6) その他本会の運営に関する事
- 2 評議会は、委任状を含めて評議員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 評議員のうち、代議員はそれぞれの所属構成員から代理出席させることができる。
- 4 評議会での議決は、出席評議員(代理出席の代議員を含み、議長は除く。)の過半数をもって決する。可否同数の時は、前条第3項に準ずる。

(理事会)

第16条 理事会は会長、副会長、理事により構成され、会長が招集し、随時これを開催することができる。

2 議決の様式は第14条第2項および第3項に準ずる。

(三役会)

第17条 三役会は、会長、副会長および専務理事より構成され、会長が招集し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 本会の運営に関する重要事項を審議し理事会に上程する。
- (2) 理事会および評議会で委任された事項について協議し、出席役員の過半数の同意をもって決定する。可否同数の場合は会長の決するところによる。
- (3) 緊急の場合は、重要事項を決定できる。ただし、理事会の事後承認を得なければならない。

(委員会)

きる。

第18条 本会に各種の委員会をおくことができる。

第6章 会計

第16条 本会の経費は正会員、賛助会員の会費および寄付金その他の収入をもってこれにあて、会費の額および徴収方法については別途規約に定める。

第17条 本会の会費は評議会において立案し総会の承認を得て決定する。

*会計項目を整理分類し、かつ明示した。
余剰金または欠損金処理について規程。
また、歯学部ニュース特別会計は歯学部
ニュース発送特別会計とした。*

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

*歯学部ニュース発送特別会計年度の年度を
独立させた。*

第19条 本会則は総会の議決によらなければ変更できない。

第19条 本会の経費は、正会員および賛助会員の会費ならびに寄付金とその他の収入をもってこれにあてる。

(会計の区分)

第20条 本会の会計は、一般会計、特別会計、および積立金会計とする。

(1) 一般会計は、一般収支予算による会計とする。

(2) 特別会計は、学術特別会計、歯学部ニュース発送特別会計、準備積立金特別会計、新卒前納プール口座特別会計等とする。

(3) 積立金会計は、同窓会館(室)準備積立金会計、周年事業積立金会計等とする。

2 前項の区分で、事業が完結または廃止となった場合は、速やかにその会計を終了する。その際生じた余剰金または欠損金は、第14条第1項第(5)号に従って処分する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

2 前条第1項第(2)号における歯学部ニュース発送特別会計の会計年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

附 則

本会則は昭和51年4月1日より施行する。

本会則は昭和57年6月27日より施行する。

本会則は昭和58年4月16日より施行する。

本会則は平成2年4月14日より施行する。

本会則は平成4年4月25日より施行する。

本会則は平成6年4月23日より施行する。

本会則は平成18年4月22日より施行する。

本会則は昭和51年4月1日より施行する。

本会則は昭和57年6月27日より施行する。

本会則は昭和58年4月16日より施行する。

本会則は平成2年4月14日より施行する。

本会則は平成4年4月25日より施行する。

本会則は平成6年4月23日より施行する。

本会則は平成18年4月22日より施行する。

(本会則は平成21年4月18日より施行する。)

4月18日総会資料：新潟大学歯学部同窓会天災等被災に関する見舞規約

(本規約の趣旨)

第1条 新潟大学歯学部同窓会（以下、本会という）会則第5条第3項の目的を達成するため、本規約を定める。本会はこの規約に基づいて、天災等により被災した会員に対して見舞事業を行なう。

(本事業費用の財源と区分)

第2条 本見舞事業は同窓会費の一部を財源とする「同窓会費を財源とする見舞事業」と天災等が広範囲かつ甚大に及んだ場合に行なわれる義援金募集による「義援金を財源とする見舞事業」とに区分して行なわれるが、重複して行なうことはない。

(対象となる天災等について)

第3条 天災とは、震災、落雷被害、風水害、豪雪害、失火を除く火災をいう。これに該当しない不測の事例が発生した場合は、本会会則第11条に規定の会議（以下、同窓会会議という）の承認をもって対象とすることができる。

(見舞事業の対象について) *1削除（実際「3日」で線引きすることが困難であるため）

第4条 見舞事業は、自宅（アパート等住宅を含む）または主たる診療所が~~総計3日以上使用不可の~~^{*1}被害を受け、かつ官公署の発行する罹災（被災）証明書（一部損壊、半焼、床下浸水以上など）を受けた場合（これを被災した会員という。）を対象とする。上記証明書の発行を受けられない場合は、本会会則第7条に規定する役員（以下、同窓会役員という）~~または都道府県代表幹事（支部代議員のいない都府県において、本会本部より依頼された代表で、主に所属都府県会員の福利厚生関係を担当する）~~^{*2}が証明する書類（これを「準罹災証明書」という）も有効とし、その書式作成と依頼は本会本部が行なう。^{*2}削除（都道府県代表幹事は同窓会則修正案では役員にあたるため）

2 自宅または診療所が共に被害を蒙っても一被害一件とする。

3 準会員にあっては、アパート等住宅や生計を一にする実家が被災した場合、同窓会会議で見舞事業内容を別途検討する。

(被災した会員の通知と申請手続き)

第5条 被災した会員（またはその代理人）は天災等の被害発生後可及的速やかに同窓会役員~~や都道府県代表幹事~~に通知するか、または直接本部へ通知することにより「天災等被害状況報告書」の請求を行なうことができる。

2 被災した会員は第4条の「罹災（被災）証明書」または「準罹災証明書」と「天災等被害状況報告書」を本部に送付するものとする。

(同窓会費を財源とする見舞事業)

第6条 同窓会費を財源とする見舞事業の細目は「新潟大学歯学部同窓会・同窓会費を財源とする見舞事業内規」に定める。

(義援金を財源とする見舞事業)

第7条 義援金を財源とする見舞事業の細目は「新潟大学歯学部同窓会・義援金を財源とする見舞事業内規」に定める。

(本規約の変更または廃止)

第8条 本規約を変更し、または廃止しようとするときは、総会または評議会の承認を得なければならない。

附則

本規約は平成18年4月1日より施行する。

（本規約は平成21年4月18日より施行する。）

(本内規の目的)

第1条 本会の「新潟大学歯学部同窓会天災等被災に関する見舞規約」(以下、本規約という)第6条により本内規を定め、本見舞事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(見舞金給付の決定について)

第2条 本会は本規約第5条第2項に規定すると罹災(被災)証明書(若しくは準罹災証明書)と「天災等被害状況報告書」の受理後速やかに同窓会会議で検討し、承認が得られた場合に、見舞金給付を実施する。

(見舞金支給対象)

第3条 本事業による見舞金は、**本規約第4条に該当する***全ての被災した会員に支給される。ただし、同窓会費3年以上未納の会員には見舞金の給付をしない。 *追記

(見舞金額および給付時期)

第4条 見舞金額は1万円とする。給付時期は関係書類受理後おおよそ3ヶ月以内とする。

(本規約の変更または廃止)

第5条 本内規を変更し、または廃止しようとするときは、同窓会会議の承認を得なければならない。

附則 本内規は平成18年4月1日より施行する。

新潟大学歯学部同窓会・義援金を財源とする見舞事業内規

(本内規の目的)

第1条 本会の「新潟大学歯学部同窓会天災等被災に関する見舞規約」(以下、本規約という)第7条により本内規を定め、本見舞事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(義援金募集の決定について)

第2条 天災等が広範囲かつ甚大に及び、災害救助法が発動された場合、同窓会役員**または都府県代表幹事**の要請があれば**本会会則第20条に規定する三役会*会長、副会長、専務理事**での協議を経て適当と判断された場合、速やかに同窓会会議を開催し、その承認をもって義援金募集を行なうことができる。 *追記

(義援金募集対象会員と金額)

第3条 義援金募集は、全ての正会員および賛助会員に対して行なう。募集最低金額および要項等は同窓会会議で決定する。

(義援金の使途)

第4条 義援金募集を行なうに必要な経費は同窓会費で賄い、義援金をその費用には当てない。

2 義援金は本規約第2条の「同窓会費を財源とする見舞事業」に基づく見舞金に替わって被災した会員に分配する。

(義援金支給対象)

第5条 義援金の配分対象者は、**本規約第4条に該当する***全ての被災した会員とし、一被害一件とする。

2 生計を一にする同窓会員(準会員を除く)の実家が本規約第4条に該当する被害を受けた場合であってもこれを給付の対象としない。 *追記

(義援金による配分と配分時期について)

第6条 被災した夫婦・子が同居(または同診療所勤務)で共に同窓会員の場合であっても倍額給付をしない。義援金の給付配分は本規約第4条と第5条の資料に基づいて、同窓会会議で決定する。

2 給付は義援金募集締め切り後おおよそ3ヶ月以内とする。

(本内規の変更または廃止)

第7条 本内規を変更し、または廃止しようとするときは、同窓会会議の承認を得なければならない。

附則 本内規は平成18年4月1日より施行する。

(附則 本内規は平成21年4月18日より施行する。)

21年4月18日総会資料：新潟大学歯学部同窓会賛助会員に関する規約

(総則)

第1条 この規約は、新潟大学歯学部同窓会(以下、本会という)会則第6条第1項第(3)号の賛助会員について、これを定める。

(適用範囲)

第2条 この規約は、本会の賛助会員について適用する。

(入会資格)

第3条 入会資格者は、次に掲げる。

- (1) 新潟大学歯学部現教職員ならびに教職員であった者
- (2) 新潟大学歯学部附属技工士学校同窓会員
- (3) 新潟大学大学院医歯学総合研究科に在学する大学院生および修了者
(新潟大学大学院歯学研究科修了者を含む。)* *カッコ内を追記
- (4) 新潟大学歯学部後援会会員(保護者)ならびに後援会会員であった者
- (5) その他、*本会が認めた者 *「特別に」を削除

(事業範囲)

第4条 賛助会員は、同窓会会議の定めた範囲において、同窓会事業の恩典を受けることができる。

(役員)

第5条 賛助会員は、同窓会役員となることはできない。

(選挙権)

第6条 賛助会員は、会長及び監事選挙の投票権を有しない。

(入会)

第7条 賛助会員になろうとする者は、所定の申込み用紙に記入の上、総会または評議会の承認を受けなければならない。

(退会および退会勧告)

第8条 退会しようとする者は、同窓会に申し出て退会することができる。但し、賛助会員会費を2年滞納した者は、退会が成立したものとする。

- 2 本会の賛助会員として不適切な事象が生じた場合は、本会会議を経て退会を勧告できる。

(会費)

第9条 賛助会員は、所定の会費を納入しなければならない。

(規約の改廃)

第10条 この規約を変更、又は廃止しようとするときは、同窓会総会の議決を経なければならない。

附則 本規約は平成20年4月26日より施行する。

(本規約は平成21年4月18日より施行する。)

新潟大学歯学部同窓会「学生に関する表彰制度」規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟大学歯学部同窓会(以下、「本会」という。)会則第5条第1項第(4)号に基づき、本会が行う学生又は学生が所属する団体(以下「学生等」という。)の表彰に関し必要な事項を定める。

(表 彰)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生等について行うことができる。

- (1) 在学期間を通じて、極めて優秀な学業成績を修め、高い評価を受けたもの
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な成果を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けたもの
- (3) 課外活動において、特に顕著な成果を挙げ、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- (4) 社会活動等において、社会的に高い評価を受け、本会の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に価する行為等があったと認められるもの

(表彰の対象となるものの基準)

第3条 前条第(1)号から第(4)号に定める表彰の対象となるもの(以下「表彰対象者等」という。)の基準は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 第(1)号関係

- A 新潟大学学業等成績優秀者奨学金規則(平成18年規則第1号)に定める年間学業成績優秀者奨学金の給付を対象となる毎年次において受け、かつ、卒業年次における学業成績が極めて優秀と認められる場合
- B その他第(1)号Aに準じた優秀な学業成績を修め、高い評価を受けた場合

(2) 第(2)号関係

- A 国際的又は全国的規模の学会等において、賞を受けた場合
- B 国際的に権威のある雑誌に論文が掲載された場合
- C その他A又はBに準じた成果を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けた場合

(3) 第(3)号関係

- A 国際的規模の競技会、展覧会、公演会等(以下「競技会等」という。)に出場、出展又は出演した場合
- B 全国的規模の競技会等において、入賞(これに相当する賞を含む。)した場合
- C その他A又はBに準じた競技会等において、特に顕著な成果を挙げ、課外活動の振興に功績があった場合

(4) 第(4)号関係

- A ボランティア活動，地域活動等において，公共団体等から表彰等を受け，又は新聞，雑誌等に掲載され，社会的に特に高い評価を受けた場合
- B 人命救助，災害救援等に特に貢献した場合
- C その他 A 又は B に準じ，社会的に高い評価を受け，本会の名誉を著しく高めた場合

(表彰対象者等の推薦)

第4条 本会役員ならびに歯学部長および新潟大学歯学部学務委員会委員長は，前条の基準により第2条各号のいずれかに該当すると認められる学生等を同窓会長に推薦することができる。

- 2 前項の推薦は，所定の書面により行うものとし，当該学生等が表彰に価することを確認できる資料等を添付するものとする。

(表彰対象者等の審査)

第5条 本会会長は，前条により推薦があった場合には，本会学生表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置し，個人情報保護を厳守しつつ推薦のあった学生等の成績又は功績等について審査するものとする。

- 2 前項の審査会は，次に掲げる者（審査会委員という。）をもって組織する。

- (1) 本会会長
- (2) 本会会長が指名する理事
- (3) その他本会会長が必要と認めた者

(被表彰者の決定)

第6条 本会会長は，前項の審査会による審査結果を付して本会会議に付議し，被表彰者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は，本会会長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状の書式は，表彰の事由により，その都度本会会長が定めるものとする。
- 3 本会会長は，表彰状に添えて，副賞*を贈呈することができるものとする。

(表彰の時期)

*記念品を副賞に改正

第8条 表彰は，被表彰者を決定した後，速やかに行うものとする。

(被表彰者の公表)

第9条 本会は，表彰を受けた学生等を同窓会員に公表することができる。

(事務)

第10条 学生の表彰に関する事務は，本会事務局において処理する。

(実施に関する内規の制定)

第11条 この規程に定めるもののほか，学生の表彰に関し必要な事項は，別に定める。

(本規程の変更または廃止)

第12条 本規程を変更し，または廃止しようとするときは，総会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は，平成20年4月26日から施行する。

(この規程は，平成21年4月18日から施行する。)

新潟大学歯学部同窓会「学生に関する表彰制度」内規*

(本内規の趣旨)

*内規を追加

第1条 本内規は新潟大学歯学部同窓会「学生に関する表彰制度」規程(以下、本規程という。)第11条に基づき、これを定める。

(審査会委員の任期)

第2条 本規程第5条第2項第(2)号および(3)号の審査会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(表彰対象者)

第3条 表彰対象者は本規程により決定した学生。

(表彰の方法)

第4条 表彰状の授与のほか、副賞を贈呈する場合は、本規程第2条に該当する1個人につき上限1万円または上限1万円相当の記念品を贈呈することができる。1団体については、上限2万円または上限2万円相当の記念品を贈呈することができる。

(本内規施行の財源)

第4条 本内規施行に係わる財源は一般会計予算とする。

(本内規の変更または廃止)

第5条 本内規を変更し、または廃止しようとするときは、総会または評議会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月26日から施行する。

この規程は、平成21年4月18日から施行する。